

障がい者施設使用料免除について

【ご利用方法について】

1、個人利用

受付で利用施設を申し障がい者手帳をご提示ください。

手帳をご提示いただけない場合は通常料金でのご利用となります。

プールご利用の場合は更衣室ロッカー用のカードをお渡しいたします。

介助者の方にもバンドをお渡しいたします。

(介助者減免については【別紙使用料の免除】参照ください。)

減免対象でない介助者の方は利用券の購入が必要となります。

⇒バンドはトレーニング室またはプール内スタッフへ見える位置に付けてご利用ください。

バンドは退館時にご返却いただきます。

2、専用利用

初回利用時に施設で用意した【障がい者団体登録書(障がい者手帳番号を記入した利用者名簿)】を受付にご提出ください。

名簿提出の際は利用者全員の障がい者手帳をご提示いただきます。

提出後は障がい者団体登録カードを発行しますので、以後ご利用の際は受付時に必ず団体登録カードをご提示ください。

※ご提示いただけない場合は通常料金での利用となります。

→団体登録カードは1年ごとの更新とさせていただきます。

3、駐車場利用（運動公園内駐車場に限ります）

受付にて障がい者手帳と駐車券をご提示ください。

その他利用についてご不明な点がございましたら施設までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
日環アリーナ栃木
【電話番号】028-658-5900

別紙

【使用料免除の内容】

区分	個人利用	専用利用
対象者	(1) 障害者手帳等の所持者 (2) (1)の介助者（※）	障害者手帳等の所持者が半数以上で組織する団体
減免額	全額	半額
付属設備及び器具の使用料	減免なし	
確認方法	施設を利用する際に手帳を提示	利用許可申請書に障害者手帳番号が記載された利用者名簿を添付

※障害の程度が1種又は1級の場合に限り、障害者一人につき介助者一人が対象。

【専用利用の減免対象施設】

栃木県総合運動公園東エリア（日環アリーナ栃木）の運動施設及び会議室並びに控室、貴賓室
ロッカールーム

【介助者の減免条件について】

障害者利用介助者減免条件

種類	種別	介助者減免額
身体障がい	1種	全額
	2種	減免なし
精神障がい	1級	全額
	2級・3級	減免なし
知的障がい (療育手帳)	A1・A2	全額
	B1・B2	減免なし

※減免対象でない介助の方は施設使用料のお支払いが必要となります。